

産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 26 日	
熊 本 県 知 事 殿	
提出者 住所 〒869-1101 熊本県菊池郡菊陽町津久礼2900番地 氏名 富士フイルム マテリアルマニュファクチャリング 株式会社 九州製造本部長 中泉 勝 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 096-340-9000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	富士フイルム マテリアルマニュファクチャリング 株式会社 九州製造本部
事業場の所在地	〒869-1101 熊本県菊池郡菊陽町津久礼2900番地
計画期間	2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	フラットパネルディスプレイ用フィルム、半導体関連材料製造業
② 事業の規模	資本金 50,000,000円
③ 従業員数	251名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

[illegible]

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・有価置き場を設け、分別し再資源化実施。(金属類) ・新入社員配属前研修、全従業員社内eラーニングにて発生抑制、分別徹底、廃棄ルール遵守の教育実施。 ・原料として再使用等による廃プラスチック類の減量。
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・有価置き場を設け、分別し再資源化実施。(金属類) ・新入社員配属前研修、全従業員社内eラーニングにて発生抑制、分別徹底、廃棄ルール遵守の教育実施。 ・原料として再使用等による廃プラスチック類の減量。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（2024年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず	水銀使用製品	廃酸
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
産業廃棄物の種類	廃アルカリ							
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00t							
(これまでに実施した取組)								

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず	水銀使用製品	廃酸
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
産業廃棄物の種類	廃アルカリ							
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00t							
(今後実施する予定の計画)								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（2024年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	水銀使用製品	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t							
(これまでに実施した取組)									
② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	水銀使用製品	廃酸
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t							
(今後実施する予定の計画)									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

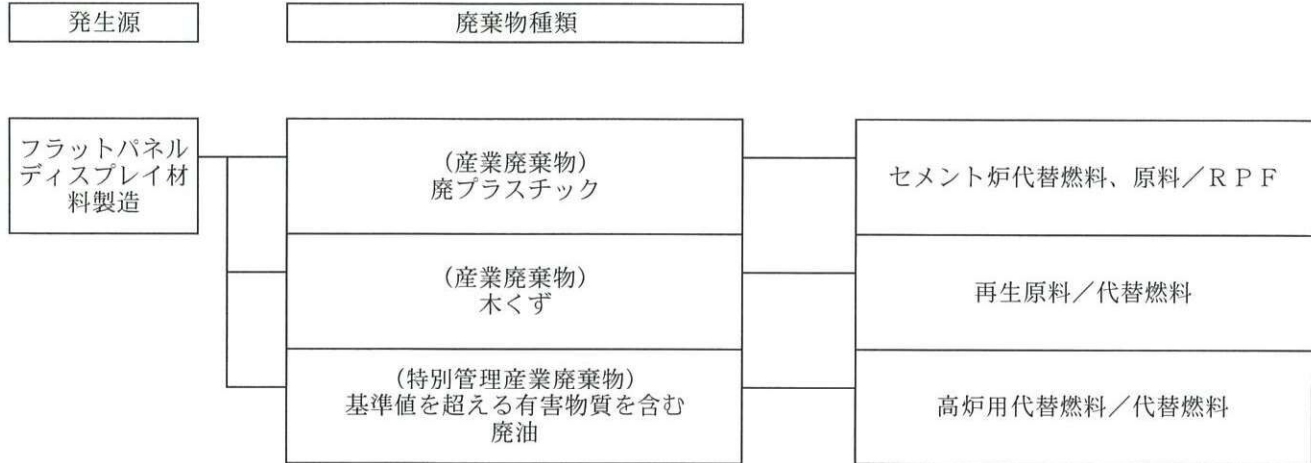
[illegible]

【目標】		汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	水銀使用製品	廃酸
①計画	産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	30.00 t	25.00 t	800.00 t	1.00 t	20.00 t	1.00 t	0.30 t	200.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	30.00 t	25.00 t	800.00 t	1.00 t	20.00 t	1.00 t	0.30 t	200.00 t
	産業廃棄物の種類	廃アルカリ							
	全処理委託量	3.00 t							
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t							
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t							
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	3.00 t							
(今後実施する予定の取組)									
・有価置き場を設け、分別し再資源化実施。(金属類) ・新入社員配属前研修、全従業員社内eラーニングにて発生抑制、分別徹底、廃棄ルール遵守の教育実施。 ・原料として再使用等による廃プラスチック類の減量。									
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

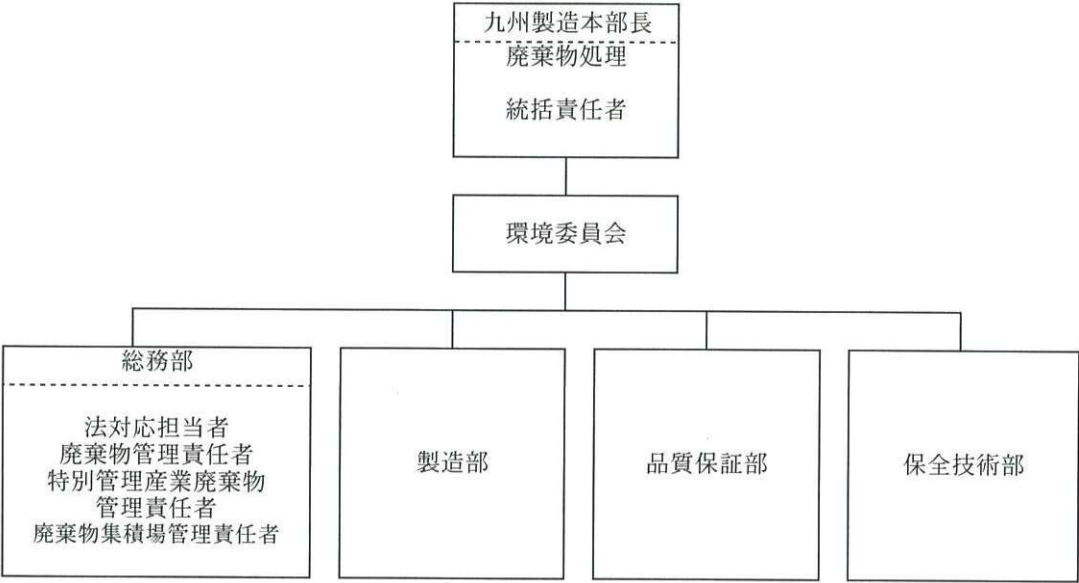
第 1 面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程 について



第 1 面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程 について

発生源	廃棄物種類
メンテナンス 工事	(産業廃棄物) 廃油
	(産業廃棄物) 汚泥
	(産業廃棄物) 木くず
	(産業廃棄物) 金属くず
	(産業廃棄物) ガラスくず・コンクリート屑 および陶磁器くず
	(水銀製品産業廃棄物) 廃蛍光灯
	(水銀製品産業廃棄物) 廃乾電池
	(産業廃棄物) 廃乾電池
	(特別管理産業廃棄物) 基準値を超える有機物質を含むもの
	(特別管理産業廃棄物) 廃油
	高炉用代替燃料／代替燃料
	セメント代替燃料/原料
	再生原料/代替燃料
	再生原料
	再生原料
	再生原料
	再生原料
	再生原料
	高炉用代替燃料／代替燃料
	代替燃料

第 2 面 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項 について



廃棄物処理統括責任者		所属：富士マテリアル マニュファクチャリング株式会社 役職・氏名：九州製造本部長 中泉 勝
産業廃棄物管理責任者		所属：総務部 役職・氏名：部長 東 創一郎
特別管理産業廃棄物管理責任者		所属：総務部 役職・氏名：部長 東 創一郎
法対応担当者		所属：総務部 安全環境・総務庶務グループ 役職・氏名：チーフ 堀 幸一
産業廃棄物管理担当者 特別管理産業廃棄物管理担当者		総務部 安全環境・総務庶務グループ 役職・氏名：稲田 武仁 役職・氏名：東嶋 路春
役割	廃棄物処理統括責任者	・ 廃棄物処理方針の策定
	廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者	・ 廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理計画の立案 ・ 適正な処理の確保 ・ 廃棄物処理に関する規則類の策定及び改廃 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生利用者の調査・選定及び管理、委託先契約の締結事務 ・ 社員に対する教育、啓発活動 ・ 本部部門との連絡、情報収集 ・ その他関連する事項
	法対応担当者	・ 監督官庁への各種報告 ・ 法規制改正情報の把握
	廃棄物管理担当者	・ 分別廃棄の徹底 ・ 廃棄物適正引き渡し（マニフェスト交付）

